

富山市民病院食堂設置運営事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、富山市立富山市民病院（以下、当院という）において、食堂の設置運営事業者を公募により選定するため、必要な事項を定めたものです。

2 選定方法

設置運営事業者の選定は、提案競技方式（プロポーザル方式）により行います。

3 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第3条に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までの又は第6号の規定に該当しないもので構成されていること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものでないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する観察処分を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 食堂等の運営実績があること。
- (8) すべての営業所店舗において過去5年間に食品衛生法（昭和22年法律233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

4 公募資料の配布、参加表明書について

- (1) 配布期間 平成29年12月18日(月)～平成30年 1月 5日(金)
- (2) 配布場所 富山市民病院 2階 経営管理課管財係
- (3) 受付期間 平成29年12月18日(月)～平成30年 1月 5日(金)
- (4) 提出書類 参加表明書(様式1) 1部
添付書類 各1部

公募資料は窓口で配布するほか、当院HPからダウンロード可能です。

5 現地見学会参加申込書と開催日時について

- (1) 受付期間 平成29年12月18日(月)～平成29年12月22日(金)
- (2) 提出書類 現地見学会参加申込書(様式4) 1部(参加希望の場合のみ)
- (3) 開催日時 平成29年12月26日(火) 午後3時～午後4時
- (4) 開催場所 富山市民病院内 1階 食堂

現地見学会参加申込書は、E-mailでの提出も可能です。

参加者は2名以内にしてください。参加希望業者には見学会の詳細を別途連絡します。

6 質問の受付と回答について

- (1) 受付期間 平成29年12月18日(月)～平成29年12月27日(水)
- (2) 提出書類 質問書(様式3)
- (3) 提出方法 FAXまたはE-mail(連絡先については担当欄を参照してください)
E-mailで質問する場合は、件名を「食堂提案競技質問書(〇〇〇)」
(〇〇〇は事業者名)としてください。
- (4) 回答期間 平成29年12月28日(木)まで
- (5) 回答方法 FAXまたはE-mailで参加表明者全員に連絡します。

7 提案書について

- (1) 受付期間 平成30年 1月 9日(火)～平成30年 1月19日(金)
- (2) 提出書類 食堂設置提案書(様式2) 1部
ほか参考資料 15部
参考資料の用紙サイズはA4版またはA3版とし、A3版の場合は折りたたみA4サイズとなるようにしてください。

8 各提出書類の提出先

- (1) 提出先 富山市今泉北部町2番地1 富山市民病院 経営管理課管財係
- (2) 注意事項 各提出書類は持参または郵送で提出してください。
郵送で提出する場合は受付期間最終日の午後5時まで必着とします。

9 その他の留意事項

- (1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めません。
- (2) 提出された書類は、食堂設置運営事業（以下、本事業という）の設置運営事業者選定以外に利用することはありません。
- (3) 提出された書類は、一切返却しません。
- (4) 書類の作成、提出に要する一切の費用は参加者の負担とします。
- (5) 書類の内容について、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出された書類は、富山市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

10 設置運営事業者の選定について

当院が設置する富山市民病院サービス提供施設設置業者選定委員会において、提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最高の評価を得た提案者を本事業の設置運営事業者として選定します。ただし、参加表明者多数の場合は、第一次選考として、書類選考を行います。

11 選定結果

選定結果は、提案者に対し2月上旬に書面で通知するほか、当院HPに掲載します。

12 選定後の手続き

- (1) 本事業の実施については、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可として取り扱います。
- (2) 設置運営事業者として選定された提案者は、本事業の実施の詳細について、当院の担当者と打合せを行うこととなります。
- (3) 使用許可については、平成30年2月末日までに申請書類を当院経営管理課管財係へ提出してください。また、参加表明書に記載された名義に対して許可書を発行するものとします。
- (4) 選定事業者の内定取消
次の場合は、選定事業者の内定を取り消すものとします。
 - ① 正当な理由なく、(3)の期日までに必要な書類を提出しなかったとき。
 - ② 内定から事業開始までの間に、内定事業者の諸般の事情変化等により、提案した事業運営が確実に履行できないと判断したとき。

〒939-8511

富山県富山市今泉北部町2番地1

富山市立富山市民病院

担 当 経営管理課管財係

電 話 076-422-1112 内線 2208

F A X 076-422-1371

E-mail jimukyoku@tch.toyama.toyama.jp